

緊急事態宣言の解除を踏まえたみなと障がい者福祉事業団の対応について

事業団では、新型コロナウイルス感染防止の観点から、順次事業所ごとに在宅サービスの利用及び時短営業等の対応を実施してきました。この度、国の緊急事態宣言が解除され、新たな感染者数が減少する等、状況が安定してきたことから、在宅サービスの利用に限定していた事業の通所利用、休業していた店舗の営業や電話面談を基本としてきた事業の訪問及び対面による面談等を再開いたします。なお、今後の事業運営については、「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン」等の感染防止対策を踏まえつつ、利用者への支援体制を保持して参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

1 各事業所の対応について

事業種別	事業所名	緊急事態宣言の解除を踏まえた対応 (令和2年6月1日現在)	実施開始月日
法内事業	就労移行支援事業はばたき	時短利用を再開する。 利用時間：9時30分～13時 ※ただし、一部在宅サービスの利用を継続する。	6月1日から
	カフェ・ドゥー、トロア (就労継続支援A型事業)	時短利用(営業)を再開する。 【カフェ・ドゥー】 利用時間：8時30分～17時30分 営業時間：10時～16時 【トロア】 利用時間：6時～12時 営業時間：7時～12時 ※利用者は所定利用時間が短い場合を除き、各自通常シフトよりも1時間程度早く終業する。また、店舗営業の再開は6月3日からとする。	
	センター、南麻布清掃等/施設外就労 (就労継続支援A型事業)	時短利用を再開する。 【センター清掃】 利用時間：7時～15時 【南麻布清掃等】 利用時間：7時15分～15時 ※利用者は各自通常シフトよりも1時間程度早く終業する。	
	相談支援事業	訪問や面談等を再開する。 営業時間：8時30分～17時15分	
受託事業	障害者就労支援センターかもめ	※ただし、本人、家族、訪問先の状況に合わせ、電話面談等を実施する。	

事業種別	事業所名	緊急事態宣言の解除を踏まえた対応 (令和2年6月1日現在)	実施開始月日
受託事業	はなみずき	時短利用（営業）を実施する。 利用時間：9時45分～16時15分 営業時間：10時～16時	4月14日から
	ろぜはーと	時短利用（営業）を実施する。 利用時間：10時～16時 営業時間：10時30分～15時30分	
	センター受付	時短利用（営業）を実施する。 利用時間：9時30分～16時	
事務局	管理	通常勤務とする。 営業時間：8時30分～17時15分	6月1日から

2 緊急事態宣言の解除を踏まえた対応の実施期間の終期

令和2年6月12日（金）まで

※なお、新型コロナウイルスの感染者数等の状況により、実施期間が変更となる場合があります。